

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6月25日
【会社名】	兼松株式会社
【英訳名】	KANEMATSU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下嶋 政幸
【本店の所在の場所】	神戸市中央区伊藤町119番地 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号(東京本社)
【電話番号】	(03)5440-8111
【事務連絡者氏名】	主計部長 大塚 岳史
【縦覧に供する場所】	兼松株式会社東京本社 (東京都港区芝浦一丁目2番1号) 兼松株式会社大阪支社 (大阪市中央区淡路町三丁目1番9号) 兼松株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目9番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月24日に開催しました第120回定時株主総会における議決権行使結果を金融商品取引法第24条の5第4項および「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第9号の2により提出するものであります。なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2【報告内容】

(1) 株主総会開催日 平成26年6月24日

(2) 決議の内容

第1号議案 定款一部変更の件
 定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示しております)

旧定款	新定款
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各1名、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条～第25条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第26条～第35条（条文省略）</p>	<p>第4章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u></p> <p>第20条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長</u>各1名、<u>取締役副社長</u>若干名を定めることができる。</p> <p>第21条～第25条（現行どおり）</p> <p>第26条（<u>執行役員</u>） <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>第27条～第36条（現行どおり）</p>

第2号議案 取締役6名選任の件
 下嶋政幸、長谷川理雄、村尾哲朗、郡司高志、作山信好および平井豊の6名を取締役に選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件
 伊藤道代を監査役に選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 米田宏己を補欠監査役に選任する。

(3) 可決要件および当日出席を含めた議決権行使の結果(議決権行使書・委任状による出席含む。)

決議事項	賛成(個) (注1)	反対(個)	棄権(個) (注2)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注3)
第1号議案 定款一部変更の件	262,430	1,077	529	(注4)	可決(98.39%)
第2号議案 取締役6名選任の件				(注5)	
下嶋 政幸	251,477	12,429	130		可決(94.29%)
長谷川 理雄	260,597	3,278	151		可決(97.71%)
村尾 哲朗	260,889	2,986	151		可決(97.82%)
郡司 高志	260,891	2,984	151		可決(97.82%)
作山 信好	260,891	2,984	151		可決(97.82%)
平井 豊	262,268	1,638	130		可決(98.33%)
第3号議案 監査役1名選任の件	227,683	36,233	130	(注5)	可決(85.37%)
伊藤 道代					
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	255,379	8,542	130	(注5)	可決(95.75%)
米田 宏己					

(注1) 賛成数は「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計したものです。

(注2) 棄権は「棄権の意思表示のあるもの」に限ります。

(注3) 賛成の割合は議決権行使合計数に対する割合です。

(注4) 議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(注5) 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書により行使された議決権数と当日出席し行使した、当社役員および当社が確認した議決権数(代理権行使含む。)の合計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したためです。

以 上